

## よくあるご質問とその回答

Q 1 ① 申請方法の案内はどこで入手できますか。

② 申請様式はどこで入手できますか。

A 1 埼玉県電気工事工業組合のホームページまたは埼玉県化学保安課のホームページで入手することができます。

ホームページから印刷ができない方は、埼玉県電気工事工業組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先：[埼玉県電気工事工業組合](#)

〒331-0813 さいたま市北区植竹町1-820-6

TEL：048-663-0242 FAX：048-663-0298

Q 2 電気工事士免状はどこに申請するのですか。

A 2 申請は返納申請を除き埼玉県電気工事工業組合に申請してください。申請受付窓口は下記リンクをご参照ください。

申請受付窓口：[電気工事士申請受付窓口](#)

なお、**電気工事士免状の返納申請は化学保安課に申請してください。**

返納申請先：[化学保安課](#)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

危機管理防災センター1階 火薬・電気担当

TEL：048-830-8435 FAX：048-830-8444

Q 3 申請から免状が交付されるまでは、どのくらいの期間がかかりますか。

A 3 通常、申請書類に不備がなければ3週間程度の期間がかかります。

試験の合格発表直後など大量に申請がある場合は更に日数がかかる場合があります。

Q 4 郵送による申請は可能ですか。

A 4 原則、受付を行っていません。埼玉県証紙の貼付が必要であるため、ご協力をよろしく申し上げます。

※県外へ転居して遠方にいる場合の再交付、書換えについては窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先：[埼玉県電気工事工業組合](#)

〒331-0813 さいたま市北区植竹町1-820-6

TEL：048-663-0242 FAX：048-663-0298

Q 5 申請を受け付けたという証がほしいのですが、どうすればよいですか。

A 5 申請の受付を行った際、受付証をお渡ししております。また、申請書類一式が必要な方は予め副本（正本のコピー）をご用意いただければ、それに收受印を押印してお返しすることもできます。

Q 6 ① 現在は一時的に埼玉県外に住んでいます。今後、埼玉県に戻る予定なのですが、埼玉県に申請は可能ですか。

② 現在は一時的に埼玉県に住んでいます。今後、出身の都道府県に戻る予定なのですが、その都道府県への申請は可能ですか。

A 6 電気工事士法施行規則第6条により、申請者の住所地の都道府県知事に申請するよう定められているため、住民票のある都道府県で申請を行ってください。

なお、電気工事士免状の再交付、書換えなどの交付後の諸手続は免状を発行した都道府県で行うこととなりますので、注意してください。

※試験を受験した会場の都道府県への申請ではありません。

Q 7 婚姻前の旧姓や芸名などで申請できますか。

A 7 住民票に記載された氏名での申請となります。

Q 8 外国籍ですが、申請書類の氏名はどうすればよいですか。

A 8 電気工事士免状の記載は、①本名、②通称名、③本名+通称名、の3通りが可能であり、希望する記載と同様の氏名を記入してください。

Q 9 埼玉県収入証紙はどこで購入するのですか。

A 9 申請受付窓口のほか県内各所で購入することができます。詳しくは下記リンクをご参照ください。なお、郵便局などで販売されている収入印紙ではありませんので、ご注意ください。

購入先：[埼玉県電気工事工業組合](#)、[埼玉県収入証紙の販売場所](#)

Q 1 0 電気工事士試験結果通知書、卒業証明書、単位修了証明書、住民票はコピーでも可能ですか。

A 1 0 コピーでは受付しておりません。原本をご用意ください。

なお、住民票は、申請日から3か月以内に発行されたもので、当事者のみが記載された抄本で構いません。

※パスポート、健康保険証、運転免許証等の提示では受付できません。

Q 1 1 試験結果通知書を紛失したのですが、どうすればよいですか。

A 1 1 一般財団法人電気技術者試験センター本部事務局にお問い合わせ、再発行の手続きを行ってください。

お問い合わせ先：[一般財団法人 電気技術者試験センター](#)

〒104-8584

東京都中央区八丁堀2-9-1 RBM 東八重洲ビル8階

TEL: 03-3552-7651 FAX: 03-3552-7838

Q 1 2 実務経験証明書の証明者印は誰の印鑑になりますか。

A 1 2 個人経営の電気工事業者からの証明の場合は実印登録を受けたもの、法人（株式会社や有限会社など）の場合は登記所に届け出されたものを使用してください。

※電気工事業者とは国・各都道府県で電気工事業の登録等を行った事業者です。

Q 1 3 実務経験証明書は何通添付すればよいですか。

A 1 3 雇用主からの証明書は1通、それ以外の者からの証明書は2通添付してください。

Q 1 4 ① 大学で履修した科目で、第一種電気工事士免状の実務経験を3年に短縮することは可能ですか。

② 高等専門学校で履修した科目で、第一種電気工事士免状の実務経験を3年に短縮することは可能ですか。

A 1 4 大学、高等専門学校電気科を卒業した場合、3年に短縮できます。ただし、電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、電気法規、配線図を含む製図の単位を取得した方に限ります。なお、職業能力開発校を卒業した場合は対象外です。

Q 1 5 ① 電気工事士免状を返納したいが、免状は記念に受け取ることはできますか。

② 当事者が亡くなったので、電気工事士免状を返納したいが、免状は記念に受け取ることはできますか。

A 1 5 無効の手続きをしてお返しすることができます。郵送で免状の返納申請を行う際には、切手を貼った返信用封筒をご同封してください。

※窓口で手続きされる場合、返信用封筒は必要ありません。

Q 1 6 電気工事士免状を返納しました。しかし、諸般の事情により再び免状が必要になったのですが、どうすればよいですか。

A 1 6 再度、新規で申請してください。